

「(仮称) 宇都宮市暴力団排除条例」の制定について

1 背景

(1) 暴力団の活動の多様化

近年、暴力団は、恐喝や違法薬物密売、公金詐取や振り込め詐欺等の犯罪行為だけでなく、さらには債権取立て、示談交渉等による資金獲得活動を行うなど、その活動が多様化しております。

(2) 国や都道府県における暴力団排除の動きの高まり

- ・ 国においては、平成20年8月1日に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を改正・施行し、指定暴力団員が威力を示して行政庁に対し許認可等を不当に要求する行為を禁止するなど、指定暴力団に対し、暴力的行為への対策を強化しております。
- ・ これまで全国47都道府県全てにおいて暴力団排除に係る条例が制定され、栃木県においても、平成23年4月1日に「栃木県暴力団排除条例」を制定・施行し、県の公共工事等からの暴力団の排除、公の施設の利用の制限等のほか、事業者に対し、暴力団員等に金品等を供与する行為を禁止するなど、社会全体で暴力団を排除するための施策を推進しております。

2 現状及び課題

主体	現状	課題
市民等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚交渉や交通事故の処理を暴力団に依頼するなど、民事上の問題の処理のために暴力団を利用する市民がいる。 ・ みかじめ料や縄張料の名目で、暴力団員に資金提供している市民がいる。 ・ 県条例は、事業者が暴力団の威力を利用する目的で金品等を供与することなどを禁止しているが、一般市民は対象にしていない。 	→ 一般市民による暴力団員の威力の利用及びそれに伴う暴力団員等に対する金品等の供与を禁止する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事において暴力団が関係する事業者が下請けとして関わっていた事例がある。 ・ 県条例は、県と公共工事等の契約をした事業者が暴力団員等を当該工事等に従事させることを禁止している。 	→ 本市においても、本市と公共工事等の契約を締結した事業者が暴力団員等を当該工事等に従事させることを禁止する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者が暴力団に憧れて暴力団に入ってしまうなどの事例がある。 ・ 県条例は、中学校、高等学校等において、生徒等が暴力団に加入しないよう適切な措置を講ずるものとしている。 	→ 若者に対して、暴力団に加入しないよう意識を持たせる必要がある。

主体	現状	課題
行政	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団の資金源として、暴力団員が補助金や公共工事に係る公金の支出を受けていた事例がある。 県条例は、県の事業の実施に当たり、暴力団に利益を与えることがないよう必要な措置を講ずるものとしている。 	→ 本市においても、補助金交付や公共工事等の事業の実施に当たり、相手方から暴力団を排除し、暴力団に利益を与えることがないようにする必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 本市の施設が暴力団関係者に貸切り予約された事例がある。 県条例は、暴力団の活動を助長するような県の公の施設の利用を制限している。 	→ 本市の公の施設においても、暴力団の活動を助長するような利用について制限する必要がある。

3 条例制定の必要性

前項の表の課題を解決するためには、反社会的な経済活動や不当な公の施設の利用を制限しなければなりません。

このような権利の制限に及ぶ場合には、市民の代表である議会の議決に基づいた「条例」を制定する必要があります。

4 条例の目指す方向

- 現状の暴力団の活動を抑制するための制度を構築することにより、暴力団排除の実効性を高めます。
- 国や栃木県における暴力団排除の動きに協調し、社会全体で暴力団を排除する動きをより一層推進します。

5 「(仮称)宇都宮市暴力団排除条例」に盛り込む内容(案)(詳細は、別紙1のとおり)